

様式第五（第五十五条関係）

許 可
解体業 申請書
許可の更新

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号) 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

氏名 (ふりがな)	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

氏名 (ふりがな)	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

氏名 (ふりがな)	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

解体業変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

解体業廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた解体業を廃止したので、使用済自動車
の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の理由	
-------	--

様式第八（第六十条関係）

許可
申請書
破砕業
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号) 電話番号		
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号)	電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	

排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合 にあつては、自動車破砕 残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合 にあつては、自動車破砕 残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の 保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第十（第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
 をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業
 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す
 るものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に
 記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代
 理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等待以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	

	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
	破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
	火災予防上の措置	
△手数料欄		

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

破砕業変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて
届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

破砕業廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条で準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の理由	
-------	--

事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在

1 事業全体計画（業務を行う時間、従業員、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	

2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な取引先				

3 解体実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

4 解体能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	台 (台)
現在保管量	台 (台)	現在保管量	台 (台)

※事業場以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

6 年間収支見積書

年 月 日 現在

項 目		前年度（ 年） （決算月（ 月））		今年度の見込み （決算月（ 月））	
		年度 （千円）	（1 台当） （円）	年度 （千円）	（1 台当） （円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）				
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外損益	カ（主に支払利息（注））				
経常利益	キ＝オ＋カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

（参考）

	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）（千円）		

（注） 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在

1 事業全体計画（業務を行う時間、従業員、休業日、扱う車種を含む。）

業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	

2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な取引先				

3 破砕実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

4 破砕能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

5 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 (m ³)	保管量の上限	m ³
現在保管量	台 (m ³)	現在保管量	m ³

※事業場以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

6 年間収支見積書

年 月 日 現在

項 目		前年度（ 年） （決算月（ 月））		今年度の見込み （決算月（ 月））	
		年度 （千円）	（1 台当） （円）	年度 （千円）	（1 台当） （円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）				
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外損益	カ（主に支払利息（注））				
経常利益	キ＝オ＋カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

（参考）

	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）（千円）		

（注） 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

様

住 所

申請者

(使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌ)

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

年 月 日

委 任 状

様

申請（届出）者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

私は

を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

住 所

氏 名

連絡先

記

- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る許可申請の件について
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る許可証の受領の件について
- 3 申請書の訂正に関すること
- 4 申請書副本の受領に関すること

同時申請（届出）に関する申立書

年 月 日

様

申請（届出）者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

本申請（届出）書における下記２の添付書類については、 年 月 日付けで同時に提出しました下記１の許可（登録）申請（届出）書における添付書類と共通しておりますので添付を省略いたします。

記

１．同時申請（届出）した許可（登録）申請（届出）書の種類

- | | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 引取業 | ☐ フロン回収業 | ☐ 解体業 | ☐ 破碎業 |
| ☐ 新規許可（登録）申請書 | ☐ 変更許可申請書 | ☐ 変更届出書 | |
| ☐ 更新許可（登録）申請書 | | | |

２．添付を省略する書類

- ☐ 解体業（破碎業）を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
- ☐ 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 収支見積書
- ☐ 住民票の写し【申請者・役員・株主又は出資者・政令使用人・法定代理人】
- ☐ 法第62条第１項第２号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（登記されていないことの証明書 等）
【申請者・役員・株主又は出資者・政令使用人・法定代理人】
- ☐ 法人の定款又は寄附行為
- ☐ 法人の登記事項証明書【申請者・株主又は出資者】
- ☐ 標準作業書

記載例（解体業 新規・更新許可申請書 第1面）

様式第五（第五十五条関係）

解体業 申請書
許可の更新

申請内容に○してください。

※許可番号	
※許可年月日	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

（郵便番号）〒559-8555
住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16
氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 06-6941-0351

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	大阪産業株式会社 ○○事業所	
所在地	（郵便番号）〒〇〇〇-〇〇〇〇 □□市△△町1-1-1 電話番号06-6941-0351	
事業の用に供する施設の概要	この欄に記載できない場合は、「別添のとおり」と記載し、別添で施設の図面等を添付してください。	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	〇〇県	××××××××××
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	××県	△△△△△△△△△△
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	所在地：××市△△町□□番地 面積：〇〇〇㎡ 保管量の上限：△△△台	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

氏 名 (ふりがな)	役職名	住 所
大阪 一郎 おおさか いちろう	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
必ず本名とふりがなを記載してください。 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。 記載しきれない場合は、この面をコピーし作成のうえ、添付してください。		

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

氏 名 (ふりがな)	役職名	住 所
大阪 二郎 おおさか じろう	谷町営業所長	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である方です。 ・本店又は支店（商人以外の者であっては、主たる事務所又は従たる事務所） ・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する方を置くもの。 必ず本名とふりがなを記載してください。外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。		

に記入すること。）

氏 名 (ふりがな)	住 所
大阪 三郎 おおさか さぶろう	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
必ず本名とふりがなを記載してください。 外国人の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名を記入してください。	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
---------------	-----	-----

必ず本名とふりがなを記載してください。
 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
おおさか しろう 大阪 四郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号	1,000株

必ず本名とふりがなを記載してください。
 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	標準作業書には、作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、項目毎に具体的に記載してください。その際、廃棄物処理法、消防法など作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載してください。 標準作業書の作成にあたっては、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられます。 この面に記載できない場合は、「別添のとおり」と記載し、別添として標準作業書を添付してください。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法		
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法		
解体業の用に供する施設の保守点検の方法		
火災予防上の措置		
△手数料欄		

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例（解体業変更届出書）

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

（郵便番号）〒559-8555
住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16
氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

許可証に記載してある年月日を記載してください。

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 06-6941-0351

〇〇年〇〇月〇〇日付け第×××××××××××号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

許可証に記載してある許可番号を記載してください

	新	旧
変更の内容	住所 大阪市住之江区南港北1-14-16 名称 大阪産業株式会社 代表者氏名 大阪 太郎	住所 大阪市中央区谷町2-1-7 名称 株式会社谷町産業 代表者氏名 谷町 太郎
変更の理由	変更届が必要な場合は、 (イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者氏名に変更があつた場合 (ロ) 事業所の名称及び所在地に変更があつた場合 (ハ) (法人の場合) 役員に変更があつた場合 (ニ) 政令で定める使用人に変更があつた場合 (ホ) (未成年者の場合) 法定代理人に変更があつた場合 (ヘ) 事業の用に供する施設に変更があつた場合 (ト) 標準作業書に変更があつた場合 等です。 この欄で記載しきれない場合は、この面をコピーし作成してください。 住所：本社事務所の移転のため 名称：社名変更のため 代表者氏名：代表者変更のため	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例（解体業廃止届出書）

解体業廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

（郵便番号）〒559-8555
住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

氏 名 大阪産業株式会社
代表取締役 大阪 太郎

許可証に記載してある許可年月日を記載してください。

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 06-6941-0351

〇〇年〇〇月〇〇日付け第××××××××××××号で許可を受けた解体業を廃止したの
で、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ま
す。

許可証に記載してある許可番号を記載してください。

廃止の理由	事業の縮小
-------	-------

記載例（破砕業 新規・更新許可申請書 第1面）

様式第八（第六十条関係）

申請内容に○してください。

破砕業 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

（郵便番号）〒559-8555
住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16
氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 06-6941-0351

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲	破砕	
事業所の名称及び所在地		
名 称	大阪産業株式会社 ○○事業所	
所在地	（郵便番号）×××-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 電話番号〇〇-×××-△△△△	
事業の用に供する施設の概要	この欄に記載できない場合は、別添で施設の図面等を添付してください。	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第×××××××××××号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	〇〇県	△△△△△△△△△△△
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	〇〇県	□□□□□□□□□□□

記載例（破砕業 新規・更新許可申請書 第2面）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	所在地：××市△△町□□番地 面積：○○○m ² 保管量の上限：△△△台
--	---

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おおさか いちろう 大阪 一郎	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

必ず本名とふりがなを記載してください。
 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おおさか じろう 大阪 二郎	谷町営業所長	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である方です。
 ・本店又は支店（商人以外の者であつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 ・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する方を置くもの。
 必ず本名とふりがなを記載してください。
 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所
おおさか さぶろう 大阪 三郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

必ず本名とふりがなを記載してください。
 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号)	電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
---------------	-----	-----

必ず本名とふりがなを記載してください。

外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。

記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
おおさか しろう 大阪 四郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号	1,000株

必ず本名とふりがなを記載してください。

外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。

記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	

記載例（破砕業 新規・更新許可申請書 第4面）

排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する場合に限る。）	標準作業書には、作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、項目毎に具体的に記載してください。その際、廃棄物処理法、消防法など作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載してください。 標準作業書の作成にあたっては、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられます。 この面に記載できない場合は、「別添のとおり」と記載し、別添として標準作業書を添付してください。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例（破砕業変更許可申請書 第1面）

様式第十（第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

（郵便番号）〒559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6941-0351

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日第△△△△△△△△△△号
変更の内容	破砕前処理作業の追加
変更の理由	事業拡大のため
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	この欄に記載できない場合は、別添で施設の図面等を添付してください。
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第△△△△△△△△△△号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	所在地：〇〇県××市△△町□□番地 面積：〇〇〇㎡ 保管量の上限：△△△台

記載例（破砕業変更許可申請書 第2面）

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	役職名	住 所
おおさか いちろう 大阪 一郎	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

必ず本名とふりがなを記載してください。
 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	役職名	住 所
おおさか じろう 大阪 二郎	谷町営業所長	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である方です。
 ・本店又は支店（商人以外の者であつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 ・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する方を置くもの。
 必ず本名とふりがなを記載してください。外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	住 所
おおさか さぶろう 大阪 三郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

必ず本名とふりがなを記載してください。
 外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
 記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住 所	（郵便番号） 電話番号

記載例（破砕業変更許可申請書 第3面）

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

氏名 (ふりがな)	役職名	住所
--------------	-----	----

必ず本名とふりがなを記載してください。
外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

氏名又は名称 (ふりがな)	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
大阪 四郎 おおさか しろう	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号	1,000株

必ず本名とふりがなを記載してください。
外国籍の方は住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名、氏名のカタカナ表記を記入してください。
記載しきれない場合は、この面をコピーし添付してください。

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	

標準作業書には、作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、各項目ごとに具体的に記載してください。その際、廃棄物処理法、消防法など作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載してください。

標準作業書の作成にあたっては、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられます。

この面に記載できない場合は、「別添のとおり」と記載し、別添として標準作業書を添付してください。

記載例（破砕業変更許可申請書 第4面）

解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	)	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法		
火災予防上の措置		
△手数料欄		

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例（破砕業変更届出書）

様式第十一（第六十四条関係）

破砕業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

(郵便番号) 〒559-8555
住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16
氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-6941-0351

〇〇年〇〇月〇〇日付け第×××××××××××号で許可を受けた以下の事項について
変更したの、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要
な書類を提出します。

許可証に記載してある年月日を記載してください

許可証に記載してある許可番号を記載してください

	新	旧
変更の内容	住所 大阪市住之江区南港北1-14-16 名称 大阪産業株式会社 代表者氏名 大阪 太郎	住所 大阪市中央区谷町2-1-7 名称 株式会社谷町産業 代表者氏名 谷町 太郎
変更の理由	変更届が必要な場合は、 (イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名に変更があった場合 (ロ) 事業所の名称及び所在地に変更があった場合 (ハ) (法人の場合) 役員に変更があった場合 (ニ) 政令で定める使用人に変更があった場合 (ホ) (未成年者の場合) 法定代理人に変更があった場合 (ヘ) 事業の用に供する施設に変更があった場合 (ト) 標準作業書に変更があった場合 等です。 この欄で記載しきれない場合は、この面をコピーし作成してください。 住所：本社事務所の移転のため 名称：社名変更のため 代表者氏名：代表者変更のため	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載例（破碎業廃止届出書）

破碎業廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹

田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋

川市長、東大阪市長

（郵便番号）〒559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16
氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 06-6941-0351

〇〇年△△月××日付け第000000000000号で許可を受けた破碎業を廃止したので、使用済自動車等の再資源化等に関する法律第72条、使用する同法第64条の規定により、次のとおり廃止します。

許可証に記載してある許可番号を記載してください

許可証に記載してある許可年月日を記載してください

廃止の理由

事業の縮小

事業計画書及び収支見積書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

1 事業全体計画（業務を行う時間、従業員、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

使用済自動車の引取り（自社運搬） 使用済自動車の保管（当該場所で保管） 使用済自動車の解体の手順 1. 廃油・廃液の回収（手作業による回収） 2. エアバッグ類の回収（自動車製造業者等が定める引取基準に従いインフレーターを回収） 3. タイヤ・バッテリー等の回収（バッテリーについては売却、タイヤについては、利用可能なものについて売却し、その他のものは廃棄物として委託処分） 4. その他の部品等の回収（手作業又はニブラにて取り外し、利用可能なものについて売却し、その他のものは廃棄物として委託処分） 解体自動車の保管（当該場所で保管） 解体自動車の引渡し（自社運搬） （フロー概略図を添付）					
業務時間	9:00～19:00	従業員数	4人	休業日	日曜、祭日

2 使用済自動車等の引取実績及び計画

解体業として、引取業者又はフロン類回収業者から引き取った使用済自動車の台数

年 度	R3 年度実績 (3年前)	R4 年度実績 (2年前)	R5 年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	200台	150台	80台	250台
主な取引先	〇〇モータース	〇〇モータース	〇〇モータース	〇〇モータース

3 解体実績

年 度	R3 年度実績 (3年前)	R4 年度実績 (2年前)	R5 年度実績 (1年前)
年間処理実績	200台	150台	80台
年間稼働日数	310日	310日	310日
平均処理実績	0.6台/日	0.5台/日	0.3台/日

4 解体能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
20台/日	300日	6,000台

5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	60台 ()	保管量の上限	60台 ()
現在保管量	30台 ()	現在保管量	30台 ()

※事業場以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で () に記入すること

○ 使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合

(1) 保管の高さ

- イ 囲いから保管場所の側に 3 m 以内の部分：高さ 3 m まで
 ロ 囲いから保管場所の側に 3 m を超える部分：高さ 4.5 m まで
 ハ ラック等格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

(2) 保管の上限 上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量

○ プレスやせん断してある解体自動車を屋外で保管する場合

(1) 保管の高さ

- イ 囲いに接している場合：囲いの内側 2 m は囲いの高さより 50 cm 以下の線とし、2 m 以内の内側は勾配 50 % 以下とすること。
 ロ 囲いに接していない場合：囲いの下端から勾配 50 % 以下とすること。

(2) 保管の上限

処理施設の 1 日当たりの処理能力に相当する数量に 14 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

6 年間収支見積書

項 目		年 月 日 現在			
		前年度 (R5 年) (決算月 (3 月))		今年度の見込み (決算月 (3 月))	
		年度 (千円)	(1 台当) (円)	年度 (千円)	(1 台当) (円)
売上高 (全体)	ア 総売上収入	2,000	25,000	6,250	25,000
売上原価	イ 使用済自動車等購入費	500	6,250	1,562	6,250
その他の経費	ウ	650	8,125	2,031	8,124
うち廃棄物処理委託費	エ	500	6,250	1,562	6,248
営業利益	オ=ア-イ-ウ	850	10,625	2,657	10,626
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))	-20	-250	-62	-248
経常利益	キ=オ+カ	830	10,375	2,595	10,380
使用済自動車等年間引取台数		80		250	
使用済自動車等年間処理台数		80		250	

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)	5,000	4,500

(注) 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

記載例（事業計画書及び収支見積書 破砕業） 表

事業計画書及び収支見積書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

1 事業全体計画（業務を行う時間、従業員、休業日、扱う車種を含む。）

①解体自動車の引取り（自社運搬） ②解体自動車の保管（当該場所で保管） ③ソフトプレスによる解体自動車の圧縮 ④シュレッダーマシンによる解体自動車の破砕 ⑤磁気選別装置による金属回収 ⑥自動車破砕残さの保管 ⑦自動車破砕残さの運搬（自社）					
業務時間	9:00～18:00	従業員数	5人	休業日	日曜、祭日

2 解体自動車等の引取実績及び計画

破砕業として、解体業者から引き取った解体自動車の台数

年 度	R3 年度実績 (3年前)	R4 年度実績 (2年前)	R5 年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	200台	150台	80台	250台
主な取引先	〇〇モータース	〇〇モータース	〇〇モータース	〇〇モータース

3 破砕実績

年 度	R3 年度実績 (3年前)	R4 年度実績 (2年前)	R5 年度実績 (1年前)
年間処理実績	200台	150台	80台
年間稼働日数	310日	310日	310日
平均処理実績	0.6台/日	0.5台/日	0.3台/日

4 破碎能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
20台/日	300日	6,000台

5 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	60台 (m³)	保管量の上限	20m³
現在保管量	30台 (m³)	現在保管量	10m³

○ 使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合

(1) 保管の高さ

- イ 囲いから保管場所の側に3m以内の部分：高さ3mまで
- ロ 囲いから保管場所の側に3mを超える部分：高さ4.5mまで
- ハ ラック等格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

(2) 保管の上限 上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量

○ プレスやせん断してある解体自動車を屋外で保管する場合

(1) 保管の高さ

- イ 囲いに接している場合：囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。
- ロ 囲いに接していない場合：囲いの下端から勾配50%以下とすること。

(2) 保管の上限

処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

6 年間収支見積書

年 月 日 現在

項 目	破碎作業に係る賃金、 光熱費含む。	前年度 (R5 年) (決算月 (3月))		今年度の見込み (決算月 (3月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)	2,000	25,000	6,250	25,000
経費	ウ	650	8,125	2,031	8,124
うち廃棄物処理委託費	エ	500	6,250	1,562	6,248
営業利益	オ=ア-ウ	850	10,625	2,657	10,626
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))	-20	-250	-62	-248
経常利益	キ=オ+カ	830	10,375	2,595	10,380
使用済自動車等年間引取台数		80		250	
使用済自動車等年間処理台数		80		250	

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)	5,000	4,500

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

様

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

申請者 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

(使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌ)

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

委 任 状

様

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

※高槻市においては、委任者の押印
が必要です。（自署の場合は不要）

申請（届出）者

住 所 大阪市住之江区南港北 1-14-16

氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6941-0351

私は大坂二郎を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 大坂 二郎

連絡先 〇〇-XXXX-XXXX

委任する事項に○を付けてください。

記

- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る許可申請の件について
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る許可証の受領の件について
- 3 申請書の訂正に関する事
- 4 申請書副本の受領に関する事

同時申請（届出）に関する申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

様

申請先の官庁の長を記載してください。

大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹
田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋
川市長、東大阪市長

申請（届出）者

住 所 大阪市住之江区南港北 1-14-16

氏 名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

本申請（届出）書における下記 2 の添付書類については、△△年△△月△△日付けで同時に提出しました下記 1 の許可（登録）申請（届出）書における添付書類と共通しておりますので添付を省略いたします。

記

1. 同時申請（届出）した許可（登録）申請（届出）書の種類

- ☐ 引取業 ☐ フロン回収業 ☒ 解体業 ☐ 破砕業
☐ 新規許可（登録）申請書 ☐ 変更許可申請書 ☐ 変更届出書
☒ 更新許可（登録）申請書

2. 添付を省略する書類

- ☐ 解体業（破砕業）を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
- ☐ 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 収支見積書
- ☒ 住民票の写し【申請者・役員・株主又は出資者・政令使用人・法定代理人】
- ☒ 法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（登記されていないことの証明書 等）
【申請者・役員・株主又は出資者・政令使用人・法定代理人】
- ☐ 法人の定款又は寄附行為
- ☐ 法人の登記事項証明書【申請者・株主又は出資者】
- ☐ 標準作業書

省略する書類にレ印を付けてください。